

守谷市教育委員会定例会会議録 令和3年2月

1 日 時 令和3年2月26日（金） 午後1時28分～午後3時

2 場 所 守谷市役所2階全員協議会室

3 出席者 教 育 長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
教育部長 宇田野 信彦
教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔
生涯学習課長 福島 晶子
指導室長 古橋 雅文
学校給食センター所長 坂 登司男
中央図書館長 石川 みどり

6 傍 聴 人 なし

7 会議に付した事項

（1）議決事項

議案第5号 「守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則
について」
議案第6号 「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則について」
議案第7号 「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」
議案第8号 「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」

（2）その他

- ・小中学校の現状について
- ・各課からの業務報告

1	開会宣言	教育長	午後 1 時 2 8 分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に椎名委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第 5 号「守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
		生涯学習課長	社会教育委員の会議を開催するに当たり、今後、書面審議を行う可能性があるため、書面審議についての規定を設けるものです。 感染拡大の影響により、15 人が集まって話し合うことができないと判断し、議長と相談をして、書面送付による意見の聞き取りや審議を繰り返し行い、事務局である生涯学習課がとりまとめて提言書を完成させることにいたしました。 書面審議を行うにあたって現行規則を確認したところ、新旧対照表の 4 ページ、現行の欄第 8 条補則にあるように、規則に定める他に必要な事項は、議長が会議に諮って決定することが明記されていたため、この形式の会議の開催や、報酬の支払いが差し支えないものなのか、総務課の法令担当に相談したところ、現行のままでは、規則にない書面会議の開催可否を会議に諮って決定する必要があるということが読み取れるという指摘がありました。今後も、書面審議を継続する可能性があれば、規則を改める方が望ましいという見解になり、3～4 ページの改正の欄のように改正するものです。また、今年度当初から、提言書完成に至るまでに行った書面審議を有効なものにするために、2 ページの附則にあるように、規則の適用は、令和 2 年 4 月にさかのぼることとさせていただきたいと思います。なお、完成した提言書につきましては、4 月の定例教育委員会でご覧いただけるように、現在準備を進めています。
		椎名委員	議案 5 号 4 ページ新守谷市社会教育委員の会議運営規則新旧対照表の第 6 条について、集まれないときには、「書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。」議決事項は「4 条の規定は、

	前項の場合について準用する」ということから，集まらずに可否を決める場合もあるか。
生涯学習課長	はい。そのとおりです。
椎名委員	電話で聞くのか，書面で返信した可否で決するとうように入れておかないと，混乱する可能性がある。
生涯学習課長	第8条の補則で「この規則に定めるもののほか，会議に関し必要な事項は，議長が別に定める」ということで，議長に権限を与えました。以前は全て会議に諮って決めないといけないことになっていましたが，今後様々な事態があることを想定し改正いたしました。
椎名委員	幅広く扱うことが可能になったということですね。
寺田委員	第8条について，「この規則に定めるもののほか，会議に関し必要な事項は，議長が別に定める」と改めるということだが，私は会議に諮って定める方が良いと感じたが，この点について説明を願う。
生涯学習課長	第8条については，参集しなければ決定できないということで支障があったため，今回改正したものです。第8条は議案通り改正させていただきたいと存じます。
教育部長	先ほど椎名委員からお話があったように，採決方法を会議に諮ってという形になってしまうと時間がかかり，堂々巡りになってしまいます。会長である議長が決定しないものごとが進まないということがあって，こういう形にさせていただきました。あくまでも附則は会議に関して必要な事項ですので，審議事項を決定してしまうということではありません。 法令審査担当に確認の上，表現に変更があった場合には，ご報告するという形でのご決議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長	議案第 5 号「守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第 6 号「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
生涯学習課長	守谷市民交流館利用許可申請書等の様式作成に伴い、様式第 1 号から様式第 4 号について、使用料改定等を見込んだ内容に改正するものです。様式変更にあたっては、今後使用料を改定することが考えられるため、変動性のある時間単価の部分を空欄にいたします。また併せて使用する備品についても実情に合わせて、利用者が直接書き込めるようにするものです。 守谷市民交流館は平成 3 0 年度まで財政課で管理しておりましたが、平成 3 1 年度から生涯学習課に業務が移管されたことから、教育委員会に事務委任され補助執行する事務として、今回お諮りするものです。「地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき補助執行する」の文言を加え、この条項が事務委任に関することになりますのでご確認をお願いいたします。 なお、関連する情報として、使用料の設定については消費税増税のタイミングで、関係各課による庁内検討会議が新料金を検討して、財政課がまとめることで進んでおりましたが、まだ見直しは行っておりません。改定時期につきましても、今のところ、まだ決まっていないような状況です。現在、生涯学習課で管理している施設は、もりや学びの里、東板戸井集会所、各公民館になります。公民館は平成 2 4 年度から、指定管理者制度を導入することに伴いまして、条例規則の改正をされていて、営利利用などの制限が緩和されております。そのため、当初社会教育法の規定に基づく施設が改正に伴って、地方自治法で設置するコミュニティセンターに変更しておりますが、設置管理条例では、守谷市教育委員会が

	管理することとありますので、今後、いずれかの施設で、今回のように様式変更や料金設定などがある場合には、同様にご審議をいただくことになります。
椎名委員	守谷市民交流館の多目的ホールについて、使用人数が50人以内の理由を聴きたい。
生涯学習課長	守谷市民交流館の多目的ホールは大変広いスペースで、本来であればたくさんの方が集まれる各公民館の多目的ホールのような利用も考えられますが、当施設は建設時に一般住宅ということで建てられたため、多くの方が集まる集会施設として利用するためには、建物を改修して消防設備や排煙設備等を整える必要があります。そのために、現状としては多くの方は集められないということと、展示をするギャラリー等として使うということになったため、収容人数が現在の人数になりました。
寺田委員	議案6号4ページ目の様式の第2号(第3条関係)について、文面に「なお、利用を取り消す場合は」について、取り消すのは利用者のため、「取りやめる」「中止」という表現が適切である。議案6号6ページ様式4号は徴収を前提に作られていると考えるが、還付の可能性もある。下の方の変更後の枠の中に、変更額の金額のあとに徴収または還付という文言を入れて、どちらかを消すという書式の方が良いと感じる。
生涯学習課長	貴重なご意見ありがとうございます。法令審査担当と相談し、ご指摘の中で、修正が可能なものについては対応させていただきます。他の施設の様式との整合があるため、料金変更など全体的な見直しを図るときに再度検討させていただきます。
教育長	議案第6号「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決

教育長	議案第 7 号「守谷市議会定例月議会への提出予定案件について」説明を求める。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 4 条第 7 項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和 3 0 年教委規則第 3 号）に基づき審議経過は非公開とする。
教育長	議案第 7 号「守谷市議会定例月議会への提出予定案件について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第 8 号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」説明を求める。
教育部長	教育委員会事務局職員の人事については、他部局の任命権者と関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて承認を求めるものです。
寺田委員	市の定員管理規則の教育委員会事務職職員について、定員と現在の人数が知りたい。職員の人員が足りないという場合は定員の範囲までは確保が可能と思う。適切な人員の確保をお願いする。
学校教育課長	守谷市の職員定数条例が定められています。この条例では教育委員会の定員は 7 2 人で、現在の人数は 5 2 人です。
寺田委員	定員枠の範囲内で、事務局人員の補強が必要な場合には、教育長と相談の上、市長と協議できるような助言や資料を出して適切な人員を配置してほしい。
教育長	議案第 8 号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」採決する。
採決結果	全員賛成可決

4 その他	教育長 その他，小中学校の現状について報告を求める。
	指導室長 小中学校の現状を資料に基づき報告 (1) 2月の指導室の業務状況について (2) 児童生徒の様子 (3) 児童生徒・教職員の交通事故の現状 ① 児童生徒 1件（2月18日現在） 要 因 児童と自動車の接触事故 程 度 前歯2本負傷，左足打撲 ② 教 員 2件（2月18日現在） 要 因 ①②自動車と自動車の接触事故 程 度 ①頸椎捻挫，背部打撲 ②左肩脱臼，左肘打撲，右足首打撲 (4) いじめ認知の状況（1月末現在） ① 認知件数 59件 ② 解消件数 15件 (5) 不登校児童生徒の状況（1月末現在） ① 不登校者 162名 ② 不登校率 2.66% (6) 長期欠席児童生徒の状況（1月末現在） ① 長期欠席者数 69名
	教育長 各課の業務状況について報告を求める。
	学校教育課長 2月の学校教育課業務を資料に基づき報告 (1) 入札結果 （1月12日執行分） ①令和2年度守谷中学校テニスコート改修工事（スポーツ施設株式会社） ②令和2年度御所ヶ丘小学校遊具新設・撤去工事（株式会社中村製作所） （1月22日執行分） ①令和2年度黒内小学校仮設校舎用備品（教材等）購入（有限会社杉山商事） ②令和2年度黒内小学校仮設校舎用備品（家具）購入（株式会社コトブキ） (2) 改修工事等の進捗状況

	①守谷市立郷州小学校校舎改修及びエレベーター棟増築工事（コスモ綜合建設株式会社） ②守谷市立黒内小学校校舎増築・改修工事（令和建設株式会社） （３）ＧＩＧＡスクール構想実現のための工事等の進捗状況 ①守谷市立小中学校校内高速通信ネットワーク整備業務（株式会社つくば電気通信） ②守谷市立小中学校学習用端末等購入（東洋計測株式会社） （４）体育館の照明（ＬＥＤ化）について （５）学校図書室への新聞の配置状況について
生涯学習課長	２月の生涯学習課業務を資料に基づき報告 （１）入札結果（２月５日執行分） ①中央公民館プロジェクター購入（株式会社フジタ） （２）会議等の開催 ①社会教育委員の会議（書面による意見聴取） ②守谷市体育協会理事会 （３）工事等進捗状況 ①黒内小学校第５・第６・第７・第８児童クラブ建設工事 （４）新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 （５）その他
学校給食センター所長	２月の給食センター業務を資料に基づき報告 （１）学校給食実施状況 （２）賄材料費執行状況 （３）生鮮野菜使用率 （４）その他
中央図書館長	２月の中央図書館業務を資料に基づき報告 （１）入札結果 なし （２）審議会の開催 なし （３）新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 （４）イベント等 （５）その他

5 閉会宣言 教育長	次回の定例会の日程 ・日時 令和3年3月24日（水）午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後3時 閉会を宣言
------------	---

会議録署名人

椎名 和良